

ライフ

# ワークLIFEおおいた

## 大分県の最低賃金

時間額

854

円

(令和4年10月5日から)

### 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証する制度です。年齢や正社員・契約社員・パート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

※最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

第54号  
2022  
10月

### トピックス

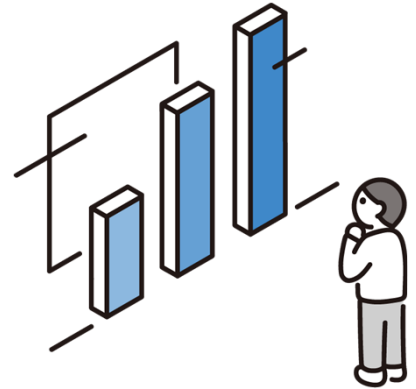
- ☑ 最低賃金が32円引き上げられます
- ☑ 「労働者協同組合法」が施行されます
- ☑ 11月16日(水)は県民ノー残業デーです

## 最低賃金が引き上げられます<sup>12</sup>

8月2日に開催された第64回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。大分県はDランクに該当し、引き上げ額の目安は30円となっていました。この目安や景気動向などを踏まえて大分地方最低賃金審議会は、8月9日に国の目安に2円上乗せした32円（3.89%）の引き上げを行うよう大分労働局に答申し、引き上げ額は過去最大となりました。

急激な物価の上昇や他県の状況を勘案した結果の答申となりました。最低賃金は現行の822円から854円となり、10月5日から適用される予定です。

822円 ⇒ 854円



※詳細は厚生労働省・大分労働局ホームページをご覧ください。

## 「労働者協同組合法」が施行されます

令和4年10月1日に施行される労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。この法律では、労働者協同組合は、以下1～3の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

### 基本原則

1. 組合員が出資すること
2. その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
3. 組合員が組合の行う事業に従事すること



### 労働者協同組合の主な特色

- 1 地域における多様な需要に応じた事業ができる
- 2 簡便に法人格を取得でき、契約などができる
- 3 組合員は労働契約を締結する必要がある
- 4 出資配当はできない
- 5 都道府県知事による監督を受ける



※その他の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

? お問い合わせ先

特設サイト  
厚生労働省

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>  
☎ 0120-237-297

# あなたの会社に退職金制度はありますか？

退職金制度の導入は、従業員にとって、勤労意欲の向上や退職後の生活の安定につながるばかりでなく、事業主にとっても雇用を安定化させ、従業員との信頼関係を強化させることができるほか、小規模の事業所でも計画的に従業員の退職金を準備することができます。ぜひ、この機会にご検討ください！

事業主の方へ  
退職金のこと  
ちょっと考えてみませんか？

「中退共」の退職金制度なら、

- ① 国の掛金助成を受けられます。
- ② 掛金は全額非課税。
- ③ 外部積立型だから、管理がカンタン！

パートさんのための特例掛金月額もご用意

（中退共は中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。）

\*他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。  
詳しくはホームページへ

お問合せ  
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

## ◀ 中小企業退職金共済制度

## ▼ 建設業退職金共済制度

加入できる事業主：建設業を営む方  
対象となる労働者：建設業の現場で働く人  
掛金：月額320円 ※掛金の一部を国が助成します

【取扱団体】（独）勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部（建退共）

【問い合わせ先】建退共大分県支部

☎ 097-536-4800

詳細はホームページをご覧ください！！




## ▼ 特定退職金共済制度

※ 市の補助制度があります！！（本ページ下部の条件をご確認ください）

【取扱団体】大分商工会議所・大分県中小企業団体中央会・野津原町商工会

※取扱団体によって制度内容が異なる場合があります。詳細は各団体へお問い合わせください。

【問い合わせ先】大分商工会議所 ☎ 097-536-3135  
大分県中小企業団体中央会 ☎ 097-536-6331  
野津原町商工会 ☎ 097-588-0101

## 大分市中小企業退職金共済掛金補助制度をご利用ください

商工会議所・商工会・大分県中小企業団体中央会が行っている「特定退職金共済制度」に新規加入した大分市内に事業所を有する事業主に対して、共済掛金の一部を大分市が2年間補助します。

【対象者】以下の項目すべてを満たしている事業主

- (1) 大分市内に事業所を有し、市税を完納している事業主
- (2) 事業所として、はじめて「特定退職金共済制度」に加入した事業主
- (3) 常時雇用する従業員が次のとおりであること
  - 卸売業、小売業、サービス業：20人以下
  - その他の業種：100人以下
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと

【補助金額】掛金の20パーセント ※ただし、1人あたりの補助上限月額掛金は5,000円

【補助期間】事業所としてはじめて「特定退職金共済制度」に加入してから2年間

※ 申請期間や提出書類等の詳細については、大分市ホームページをご覧ください。

? お問い合わせ先 大分市商工労政課 雇用労政担当班 ☎ 097-537-5964

## 10月第1週は「全国労働衛生週間」です

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で73回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

【令和4年度スローガン】

**あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場**

今年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「3つの密」（（1）密閉、（2）密集、（3）密接）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

## 労働相談のご案内 職場の悩み お気軽にご相談ください

### 『悩まずどんとこい労働相談週間』

大分県労働委員会では、解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについて、電話、来所での相談を無料でお受けします。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

労働委員会は労使紛争を解決するための専門的な行政機関です

**期 間** 令和4年10月1日（土）～ 10月7日（金）

**受付時間** 平 日 9時～20時（来所の受付は19時まで）

土・日 9時～17時（来所の受付は16時まで）

※土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館東側通用口

**相談方法** 《電話相談》097-536-3650（相談専用ダイヤル）

《来所相談》大分県労働委員会事務局（大分県庁舎本館3階）

※来所相談の場合は、事前にご連絡ください。

なお、この期間以外でも、平日（9時～17時）であれば、随時労働相談を受け付けています。



## 11月は「下請取引適正化推進月間」です

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じその推進を図っています。特に、毎年11月を「**下請取引適正化推進月間**」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

### 下請適正取引等推進のためのガイドラインをご利用ください

下請適正取引等の推進のためのガイドラインは、下請事業者の皆さま方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインです。2017年3月末時点で、18業種で策定しています。

望ましい取引事例（ベストプラクティス）や、下請代金法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。

中小企業庁ホームページからダウンロードできますので、下請取引等の改善にお役立てください！

### 事業主のみなさまへ 働き方改革関連法に則った取引上の配慮について

#### 長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！ **ダメ！短納期発注！！**

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主のみなさまは、他の事業主との取引を行うにあたって次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ①週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ②発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

？ お問い合わせ先

中小企業庁 ☎ 03-3501-1669

## 11月は計量強調月間です

平成5年11月1日に新計量法が施行されたことを記念し、**11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」として全国各地で記念日行事が行われています。**

大分市でも、計量思想の普及・啓発を図るため、**11月1日（火）**に一日計量パトロールを行います。

消費者代表（主婦など）を一日計量パトロール員に委嘱します。その後、市内のスーパーマーケットにて実際に買い物をしていただき、持ち帰った商品について内容量が本当に正しいのかを確認します。また、その結果をもとに、店舗の代表者との意見交換会を行い、計量制度に対する理解の促進を図ります。



？ お問い合わせ先

大分市商工労政課 管理・計量担当班 ☎ 097-537-5625

## 仕事や暮らしのこと等 お気軽にご相談ください！

大分市男女共同参画センター（たびねす）では、仕事や夫婦、家族、対人関係のこと、こころ、からだ、暮らしのこと等、お気軽に相談できる場を設けております。



### メンズぶち相談～男だってグチりたいよな～（面談）

お仕事帰りに、日頃のちょっとしたモヤモヤをスッキリさせるために“たびねす”へ寄ってみませんか？  
“たびねす”の相談員に話をして気持ちをリフレッシュしましょう！



面談予約

TEL：097-574-5577

相談日・時間

[毎月第1・第3火曜日]

相談時間 午後5時～午後8時

※祝日・休館日はお休みです。

### 女性のためのなんでも相談（電話・面談）

女性の悩みを解決するお手伝いをいたします。どんなことでも結構です。

電話相談

TEL：097-574-5578

面談予約

TEL：097-574-5577

相談日・時間

【毎週月曜日・金曜日・土曜日】

相談時間 午前9時～午後4時

※祝日の場合も同様。ただし、休館日はお休みです。

【毎週火曜日・木曜日】

相談時間 午後1時～午後8時

※祝日の場合は、月・金・土と同様の時間帯となります。



お問い合わせ先



大分市男女共同参画センター（たびねす）

大分市府内町1丁目5番38号（コンパルホール2階）

TEL：097-574-5577

メール：danjokyodo@city.oita.oita.jp

## 「おおいた消防団応援の店」を募集しています！

消防団員の皆さんは、日頃の消火活動だけでなく、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助、警戒巡視、避難誘導、災害防御など様々な現場で活躍しています。

大分県では、それぞれ仕事を持ちながら、地域防災の要として一生懸命活動している消防団員を応援し、地域防災力の充実強化を図るため、割引サービス等で消防団員を優遇する「おおいた消防団応援の店」の登録を進めています。

現在は県内の**473店舗**に「おおいた消防団応援の店」の登録をしていただいています。



**大切な人、大切なまちを守る、消防団を地域ぐるみで応援しましょう！**

以下のホームページから、「おおいた消防団応援の店」の登録方法について確認できますので、ぜひ登録をお願いします。

なお、登録していただきましたお店や事業所につきましては、以下のホームページにおいて、お店等の概要やサービス内容等をご紹介しますいただきます。



●大分県庁ホームページ●

【お問い合わせ先】大分県生活環境部防災局消防保安室消防班

TEL：097-506-3158（直通）

FAX：097-533-0930

E-mail：a13560@pref.oita.lg.jp

URL：https://www.pref.oita.jp/soshiki/13560/oitaouenn.html

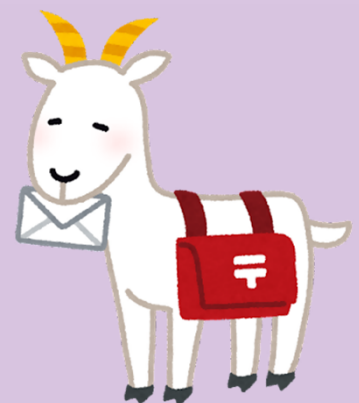


## 大分市 **商工労働** メールマガジン 登録企業募集中!!

大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などをメールマガジンで随時配信しています！

企業のみなさまに役立つ情報を紹介していきますのでぜひご登録ください！！

URL：https://www.city.iota.iota.jp/o154/merumagakaisigo.hitm



毎年**11**月 第**3**水曜日は

**県民ノ一残業デー**

今年は**11月16日(水)**

大分労働局では、過労死等防止月間である**11月の第3水曜日**に「**県民ノ一残業デー**」を実施しており、大分県民全体での取組を呼びかけています。

「**県民ノ一残業デー**」の取り組みを契機に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、働き方を見直しましょう。

**？ お問い合わせ先**

大分労働局 雇用環境・均等室

☎ 097-532-4025



**「大分働き方改革推進支援センター」をご利用ください**

働き方改革は、育児や介護がしやすい、年休が取得しやすい、女性・障がい者なども働きやすい、セクハラ・パワハラがないなど、働きやすい魅力ある職場づくりを目指すことにより、人材の確保・定着、生産性の向上等を進めるものです。

取組事例の紹介、各種助成金、訪問による無料コンサルティングなども用意していますので、お気軽にご相談ください。

**？ お問い合わせ先**

【大分労働局委託事業】

大分働き方改革推進支援センター（大分県社会保険労務士会内）

☎ 0120-450-836

○お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。

今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFEおおいた 2022年10月発行

大分市 商工労働観光部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077

E-mail : rousei@city.oita.oita.jp

大分市ホームページからもご覧いただけます

<https://www.city.oita.oita.jp/>